

第 1 4 2 2 号

# 甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所  
 甲府市丸の内一丁目18番1号  
 発行人 甲府市  
 毎月5日発行  
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

## 目 次

### [ 規 則 ]

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則……………3  
 甲府市創作の森おびな条例の施行期日を定める規則……………6  
 甲府市創作の森おびな条例施行規則……………7

### [ 告 示 ]

入札告示（3件）……………13  
 指定地域密着型サービス事業者の廃止告示……………21  
 指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止告示……………22  
 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止告示……………23  
 平成30年3月甲府市議会定例会繰上げ招集告示……………24  
 プロポーザル方式に係る手続き開始の公告……………25  
 差押調書（謄本）公示送達……………27  
 市民税・県民税税額決定兼納税通知書公示送達……………28  
 介護保険料過誤納還付・充当通知書公示送達……………29

開発行為に関する工事の完了公告（2件）……………30  
 介護保険被保険者証無効告示……………32  
 農用地利用集積計画を定めた旨の公告……………33  
 国民健康保険料納入通知書公示送達……………34  
 国民健康保険被保険者証無効告示……………35  
 開発行為に関する工事の完了公告……………36  
 差押調書（謄本）公示送達……………37  
 入札告示（3件）……………38  
 介護保険料督促状公示送達……………47  
 平成30年3月甲府市議会定例会招集告示……………48  
 開発行為に関する工事の完了公告……………49  
 交付要求通知書公示送達……………50  
 開発行為に関する工事の完了公告（2件）……………51  
 差押調書（謄本）公示送達……………53  
 配当計算書・充当通知書公示送達……………54  
 甲府市職員採用試験実施公告（2件）……………55

開発行為に関する工事の完了公告	57
国民健康保険料過誤納金還付・充当通知書公示送達	58
国民健康保険料督促状公示送達	59
入札告示	60
自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し保管した旨の告示	63
建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定公告	64
配当計算書・充当通知書公示送達	65
指定地域密着型サービス事業者の廃止公示	66
開発行為に関する工事の完了公告	67
軽自動車税督促状公示送達	68
[ 市議会 ]	
甲府市議会会議規則の一部を改正する規則	69
[ 教育委員会 ]	
甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則の全部を改正する規則	70
[ 監査委員 ]	
監査結果に関する報告の公表	100
[ 農業委員会 ]	
甲府市農業委員会2月定例総会招集公告	101
[ 上下水道局 ]	
入札告示（9件）	102
下水道工事指定店の指定告示	129
指定給水装置工事事業者の指定告示	130
[ 任免辞令 ]	
市長事務部局	131

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

---

# 規則

---

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月16日

甲府市長 樋口雄一

## 甲府市規則第1号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則  
(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成7年3月規則第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「)に」を「)及び任期付短時間勤務職員(条例第2条第3項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)に」に改め、「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)」を加える。

第9条第1項中「に再任用短時間勤務職員」を「に再任用短時間勤務職員等」に、「勤務時間を」を「勤務時間又は条例第2条第3項の規定に基づき定められた任期付短時間勤務職員の勤務時間(以下「再任用短時間勤務職員等の勤務時間」という。)を」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

第9条の2第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第2号中「第4項において同じ。)」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同条第4項中「再任用職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第11条第1項及び第3項並びに第16条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

第23条の2第2項中「再任用短時間勤務職員に」を「再任用短時間勤務職員等に」に改め、「条例第2条第2項の規定に基づき定められた」を削り、「再任

用短時間勤務職員の」を「再任用短時間勤務職員等の」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

第23条の3第2項中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に、「条例第2条第2項の規定に基づき定められた」を「再任用短時間勤務職員等の」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

第23条の4第2項中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に、「条例第2条第2項の規定に基づき定められた」を「再任用短時間勤務職員等の」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

(甲府市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第2条 甲府市職員安全衛生管理規則（平成3年3月規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

(甲府市職員給与条例施行規則の一部改正)

第3条 甲府市職員給与条例施行規則（昭和27年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第2号中「（以下「再任用短時間勤務職員」を「並びに育児休業法第18条第1項及び甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月条例第53号。以下「任期付条例」という。）第4条の規定により採用された職員（以下これらを「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第3号中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

第17条中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

別表第2給料表の欄中「甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月条例第53号。以下「任期付条例」という。）」を「任期付条例」に改める。

(技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第4条 技能労務職員の給与に関する規則（昭和43年3月規則第17号）の一部

を次のように改正する。

第5条の2に次の1項を加える。

- 2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額  
は、前項の規定にかかわらず、当該規定による給料月額に、その者の1週間当  
たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条の3を次のように改める。

(任期付職員の給料月額)

第5条の3 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平  
成19年12月条例第53号。次項において「任期付条例」という。）第3条  
の規定により採用された技能労務職員の給料月額は、第3条に規定する給料表  
の1級13号の額とする。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条  
第1項及び任期付条例第4条の規定により採用された技能労務職員の給料月額  
は、前項の規定による給料月額に、その者の1週間当たりの勤務時間を38時  
間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

(甲府市職員特殊勤務手当支給規則の一部改正)

第5条 甲府市職員特殊勤務手当支給規則（昭和38年10月規則第49号）の一  
部を次のように改正する。

第4条第3項中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職  
員」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条  
第1項及び甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平  
成19年12月条例第53号）第4条の規定により採用された職員（以下「任  
期付短時間勤務職員」という。）に支給する月額手当の額は、別表支給額欄に  
掲げる額に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第3項の規定  
により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して  
得た数を乗じて得た額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市創作の森おびな条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年2月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第2号

甲府市創作の森おびな条例の施行期日を定める規則

甲府市創作の森おびな条例（平成29年12月条例第32号）の施行期日は、平成30年4月1日とする。

甲府市創作の森おびな条例施行規則をここに公布する。

平成30年2月26日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市規則第3号

#### 甲府市創作の森おびな条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、甲府市創作の森おびな条例（平成29年12月条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(利用の申請)

第3条 条例第9条第1項の規定により、別表第1に掲げる施設の利用の許可を受けようとする者は、甲府市創作の森おびな利用許可申請書（第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用の許可)

第4条 指定管理者は、前条の規定により申請のあった施設の利用を許可したときは、甲府市創作の森おびな利用許可書（第2号様式。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

(利用の変更等の手続)

第5条 利用者は、利用の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに指定管理者に申し出なければならない。

2 利用者は、利用の取消しをしようとするときは、許可書を速やかに指定管理者に返還しなければならない。

(器具等の利用料金)

第6条 条例第12条第2項に規定する器具等の利用料金は、別表第2のとおりとする。

(利用料金の納入)

第7条 利用者は、条例及び別表第2に定める利用料金を、前納しなければならない。

(利用料金の減免)

第8条 条例第13条の規定による利用料金の減額又は免除の範囲は、次のとおりとする。

(1) 市内の青少年関係団体が、青少年の健全育成に資する事業のために利用する場合 免除

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認め、市長の同意を得た場合 減額又は免除

2 前項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、甲府市創作の森おびな利用料金減免申請書(第3号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(宿泊等利用の責任者)

第9条 18歳未満の者が、創作の森おびなの施設を夜間、深夜又は宿泊に利用する場合は、責任ある者がこれに同行しなければならない。ただし、指定管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(利用者の守るべき事項)

第10条 創作の森おびなの利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 火災の予防及び自然環境に配慮すること。

(2) 器具等を創作の森おびなの外に持ち出さないこと。

(3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携帯し、若しくは連行しないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、創作の森おびなの利用について係員の指示に従うこと。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)



施設
浴室（管理棟）
アトリエ棟
研修棟
テントサイト
ウッドデッキ広場
炊事棟

別表第2（第6条、第7条関係）

器具等	利用料金
キャンプ用テント（5～6人用）	1張り1日 2,000円
タープ	1張り1日 500円
バーベキューグリル	1台1日 500円
たき火台	1台1日 500円

備考 1日とは、午前9時から翌日午前9時までをいう。

第1号様式（第3条関係）

甲府市創作の森おびな利用許可申請書

年 月 日

（あて先）指定管理者

住 所  
 申請者 団体名  
 氏名（代表者）  
 電話（連絡先）

甲府市創作の森おびなの利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。


利用施設	利用期間・利用時間				利用料金
<input type="checkbox"/> アトリエ棟	年 月 日（曜日） 時 分	～	年 月 日（曜日） 時 分		円
<input type="checkbox"/> 研修棟	年 月 日（曜日） 時 分	～	年 月 日（曜日） 時 分		円
<input type="checkbox"/> テントサイト (A・B・C・D)	年 月 日（曜日） 時 分	～	年 月 日（曜日） 時 分		円
<input type="checkbox"/> ウッドデッキ広場	年 月 日（曜日） 時 分	～	年 月 日（曜日） 時 分		円
<input type="checkbox"/> 炊事棟	<input type="checkbox"/> 浴室（管理棟） ※浴室の利用は有料施設の利用者に限ります。（要予約）				
<input type="checkbox"/> 器具等	品目				利用料金
	キャンプ用テント	(	張り	日)	円
	タープ	(	張り	日)	円
	バーベキューグリル	(	台)	円	
	たき火台	(	台)	円	
利用料金 合計					円
施設の利用目的					
施設の利用人数	大人 人	中・高校生 人	小学生以下 人	合計	人
利用許可番号	年 第 号 ※記入しないでください				
利用許可の条件等	※記入しないでください				

第2号様式（第4条関係）

甲府市創作の森おびな利用許可書

年 月 日

様

指定管理者 

年 月 日付けで申請のあった甲府市創作の森おびなの利用を次のとおり許可します

利用施設	利用期間・利用時間			利用料金
<input type="checkbox"/> アトリエ棟	年 月 日 ( 曜日) 時 分 ～ 年 月 日 ( 曜日) 時 分			円
<input type="checkbox"/> 研修棟	年 月 日 ( 曜日) 時 分 ～ 年 月 日 ( 曜日) 時 分			円
<input type="checkbox"/> テントサイト (A・B・C・D)	年 月 日 ( 曜日) 時 分 ～ 年 月 日 ( 曜日) 時 分			円
<input type="checkbox"/> ウッドデッキ広場	年 月 日 ( 曜日) 時 分 ～ 年 月 日 ( 曜日) 時 分			円
<input type="checkbox"/> 炊事棟	<input type="checkbox"/> 浴室（管理棟） ※あらかじめ利用時間を申し出てください。			
<input type="checkbox"/> 器具等	品目			利用料金
	キャンプ用テント	( 張り 日)		円
	タープ	( 張り 日)		円
	バーベキューグリル	( 台)		円
	たき火台	( 台)		円
利用料金 合計				円
施設の利用目的				
施設の利用人数	大人 人	中・高校生 人	小学生以下 人	合計 人
利用許可番号	年 第 号			
利用許可の条件等				

注1 利用内容を変更する場合は、速やかに指定管理者に申し出てください。

2 利用を取り消す場合は、この許可書を速やかに指定管理者に返還してください。

第3号様式（第8条関係）

甲府市創作の森おびな利用料金減免申請書

年 月 日

（あて先）指定管理者

住 所

申請者 団体名

氏名（代表者）

電話（連絡先）

甲府市創作の森おびなの利用料金の減免を、次のとおり申請します。

利用施設	利用期間・利用時間				利用料金
<input type="checkbox"/> アトリエ棟 <input type="checkbox"/> 研修棟 <input type="checkbox"/> テントサイト （A・B・C・D） <input type="checkbox"/> ウッドデッキ広場	年	月	日（曜日）	時 分	円
～	年	月	日（曜日）	時 分	
<input type="checkbox"/> 器具等					円
施設等の利用目的					
施設の利用人数	大人 人	中・高校生 人	小学生以下 人	合計	人
利用許可番号	年 第 号 ※記入しないでください				
減免申請の理由					

認定区分	利用料金	減額・免除額	減免後の利用料金
減額 ・ 免除 指定管理者記入欄	円	円	円

---

# 告示

---

甲府市告示第34号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年2月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

本庁舎広告付き大型モニター設置業務

(2) 設置場所及び予定価格

設置場所 甲府市役所本庁舎1階 総合案内所内壁面

所在地 甲府市丸の内一丁目18番1号

予定価格 公表しない。

(3) 事業の概要

仕様書等のとおり

(4) 設置期間

平成30年4月1日～平成35年3月31日

2 一般競争入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、応募することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない法人又は個人であること。

(2) 国税及び本店・支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。

(3) 甲府市広告掲載基準の規定に該当する規制業種又は事業者でないこと。

(4) 過去3年間において、官公庁又は民間企業における、施設壁面等の広告について掲出した実績を有する者

※使用許可書、契約書等の写しを提出すること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間及び時間

ア 平成30年2月1日(木)から平成30年2月15日(木)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

イ 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除く。)

(2) 配付場所及び問い合わせ先

甲府市丸の内1丁目18-1  
甲府市役所総務部契約管財室管財課  
電話055-237-5197

(3) 配付方法

直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札・契約/入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年2月28日(水) 午前9時30分から

(2) 場 所 甲府市丸の内1丁目18-1  
甲府市役所本庁舎4階 市民対話室

ただし、入札場所等については、変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格がない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げる要件を満たさなくなった者の入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

有効な入札のうち、予定価格(最低貸付料)以上で、最高の価格をもって入札された方を落札者として決定する。

8 その他

(1) 入札保証金：免 除

(2) 契約保証金：免 除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年2月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物件

(1) 業務名

本庁舎広告付き案内地図設置業務

(2) 設置場所及び予定価格

設置場所 甲府市役所本庁舎敷地 北西公示板隣

所在地 甲府市丸の内一丁目18番1号

予定価格 公表しない。

(3) 事業の概要

仕様書等のとおり

(4) 設置期間

平成30年4月1日～平成35年3月31日

2 一般競争入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、応募することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない法人又は個人であること。

(2) 国税及び本店・支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。

(3) 甲府市広告掲載基準の規定に該当する規制業種又は事業者でないこと。

(4) 過去3年間において、官公庁又は民間企業における、同種の広告付地図等について掲出した実績を有する者

※使用許可書、契約書等の写しを提出のこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間及び時間

ア 平成30年2月1日（木）から平成30年2月15日（木）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

イ 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除く。）

(2) 配付場所及び問い合わせ先

甲府市丸の内一丁目18-1  
甲府市役所 総務部 契約管財室 管財課  
電話055-237-5197

(3) 配付方法

直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年2月28日（水） 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市丸の内一丁目18-1

甲府市役所本庁舎4階 市民対話室

ただし、入札場所等については、変更する場合がある。

5 入札の無効

この公告に示した入札参加資格がない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げる要件を満たさなくなった者の入札は無効とする。

6 落札者の決定方法

有効な入札のうち、予定価格（最低貸付料）以上で、最高の価格をもって入札された方を落札者として決定する。

7 その他

(1) 入札保証金：免 除

(2) 契約保証金：免 除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。



甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の3件の一般競争入札を執行する。

平成30年2月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 貸付物件

次の物件ごとに入札に付する。

施設名称：甲府市保健センター・甲府市相生福祉センター

所在地：甲府市相生2丁目17番1号

物件番号	貸付場所	貸付面積	設置台数	備考
1	甲府市 相生福祉センター 施設内休憩室	2.00㎡	1台	屋内設置
2	甲府市 相生福祉センター 施設内休憩室	2.00㎡	1台	屋内設置
3	甲府市 保健センター 施設入口	2.00㎡	1台	屋外設置

(2) 予定価格

公表しない。

(3) 貸付期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(4) 用途

自動販売機（飲料）の設置・運営に限る。

2 一般競争入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない法人又は個人であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又

は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 法人にあつては山梨県内に本店・支店または営業所を有し、個人にあつては山梨県内に事業所等を設けて事業を営んでいること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有し、かつ現時点においても行っている者であること。
- (7) 国税及び本店・支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。

### 3 募集要項及び仕様書の配付期間、配付場所及び配付方法

#### (1) 配付期間

平成30年2月1日（木）から平成30年2月15日（木）まで  
（この期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

#### (2) 配付場所

甲府市 総務部 契約管財室 管財課（甲府市役所本庁舎5階）  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話番号055-237-5197

#### (3) 配付方法

直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りではない。

### 4 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、募集要項に示す「一般競争入札参加申込書」ほか提出書類を下記の申込場所まで持参すること。

#### (1) 申込期間

平成30年2月2日（金）から平成30年2月15日（木）まで  
（この期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

#### (2) 申込場所

甲府市総務部契約管財室管財課（甲府市役所本庁舎5階）  
甲府市丸の内一丁目18番1号

### 5 入札及び開札の日時及び場所

#### (1) 日 時

平成30年3月1日（木）午前9時30分から、別表1のとおり物件ごとに順次実施する。

#### (2) 場 所

甲府市役所本庁舎 7階会議室（7-1）

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については、変更する場合がある。

6 入札方法

落札決定に当たっては、物件番号1及び2については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を以って落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

物件番号3については、入札書に記載された金額で落札額とする。

7 入札の無効

この告示に示した入札参加資格のない者の行った入札、申告書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 落札者の決定

甲府市が定める予定価格以上で、最高の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

設置事業者として決定した者は、契約締結に際して、契約保証金として契約金額の100分の10の額を納入しなければならない。ただし、甲府市契約規則（昭和50年規則第66号）第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 説明会

行わない。

(5) その他

詳細は、募集要項及び仕様書による。

別表1

入札日時

物件番号	入札日	入札時間
1	平成30年3月1日（木）	午前 9時30分

2		午前10時00分
3		午前10時30分

甲府市告示第37号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成30年2月2日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                               |
|---|-----------|-------------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100115                    |
| 2 | 事業所の名称    | グループホーム「緑の日々」                 |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲府市国玉町1153                    |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 株式会社日本ケアソリューション<br>代表取締役 坂本 司 |
| 5 | サービスの種類   | （介護予防）認知症対応型共同生活介護            |
| 6 | 廃止年月日     | 平成29年11月30日                   |

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

平成30年2月2日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970102107                                       |
| 2 | 事業所の名称    | 大人のデイサービス「僕らの時代」                                 |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲府市国玉町1153                                       |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 株式会社日本ケアソリューション<br>代表取締役 坂本 司                    |
| 5 | サービスの種類   | 地域密着型通所介護<br>介護予防・日常生活支援総合事業<br>（介護予防通所介護相当サービス） |
| 6 | 廃止年月日     | 平成29年11月30日                                      |

甲府市告示第39号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同要綱第10の規定により公示する。

平成30年2月2日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                                     |
|---|-----------|-------------------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970103824                          |
| 2 | 事業所の名称    | 訪問介護コレクティブ「君住む街へ」                   |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲府市国玉町1153                          |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 株式会社日本ケアソリューション<br>代表取締役 坂本 司       |
| 5 | サービスの種類   | 介護予防・日常生活支援総合事業<br>（介護予防訪問介護相当サービス） |
| 6 | 廃止年月日     | 平成29年11月30日                         |

甲府市告示第40号

平成30年3月甲府市議会定例会は、甲府市議会定例会規則ただし書の規定を適用し、平成30年2月に繰り上げて招集する。

平成30年2月5日

甲府市長 樋口雄一



公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

平成30年2月7日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

- ① 平成30年度甲府市生活困窮者自立支援事業業務（訪問支援事業）
- ② 平成30年度甲府市生活困窮者自立支援事業業務（一時生活支援事業）

2 業務概要

平成27年度に施行された生活困窮者自立支援法では、自立相談支援事業及び住居確保給付金の必須事業、地域の実情に合わせてサービスを提供する任意事業により、生活困窮者を多面的に支援することとされ、生活困窮者の多様なニーズをいち早く把握し、それに対応する緊急的な支援を行う必要があるとしている。

本市では、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金支給事業に加え、平成28年7月から生活困窮の早期発見早期支援に努めて緊急的な自立支援を行う必要があるため、自立相談支援事業のうちの訪問支援事業、及び任意事業である一時生活支援事業を地域の実情や多様なニーズを把握して支援に取り組む団体に業務委託により行なっている。

平成30年度においても上記の業務に当たっては、豊富な経験と独自のノウハウを持つ事業者から企画提案を募集し、一定の基準で評価・選考する「公募型プロポーザル」を実施する。

3 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日とする。

4 参加資格

次の要件全てに該当する団体とする。

- (1) 生活困窮者自立支援に類する取組実績があること。
- (2) 市内に事務所を有すること。または、市内を活動エリアとすること。
- (3) 市内で自主的に活動している営利を目的としない法人格を有する民間の団体。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 法人の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。

5 手続等

(1) 平成30年度甲府市生活困窮者自立支援事業業務委託事業者募集要項（以下「募集要項」という。）等の配布

募集要項、仕様書及び各種様式等は、甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、募集要項を参照すること。

6 委託事業候補者選定の効力

本委託事業に係る事業候補者の選定は、年度開始前の契約準備行為であるため、委託事業候補者の選定の効果は、平成30年4月1日の平成30年度予算発効時において効力を生ずるものとする。

7 連絡先

甲府市福祉保健部福祉保健総室生活福祉課生活支援係（担当：羽鳥）

〒400-8585 甲府市丸の内1丁目18番1号

TEL：055-237-5742

FAX：055-228-4889

甲府市告示第42号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年2月7日

甲府市長 樋口 雄一

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| 1 書類名       | 差押調書謄本 市民発第4324号 |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略)             |
| 3 保管場所      | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第43号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年2月7日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                          |
|---|-----------|--------------------------|
| 1 | 書類名       | 平成29年度市民税・県民税 税額決定兼納税通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり                   |
| 3 | 保管場所      | 甲府市市民部課税管理室市民税課          |

甲府市告示第44号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年2月7日

甲府市長 樋口雄一

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| 1 書類名・発送日   | 介護保険料 過誤納還付・充当通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり            |
| 3 保管場所      | 甲府市市民部収納管理室収納課    |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年2月8日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市和戸町字長沢1089番1、1089番3、1089番4、  
1090番2及び1090番4から1090番8まで  
以上9筆及び道、水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

笛吹市石和町四日市場1846番地1  
株式会社信拓  
代表取締役 白神 信義

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年2月8日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上今井町字高倉1934番1及び1934番9から1934番12まで

以上5筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市中央五丁目3番14号

株式会社桶幸本店

代表取締役 小林 正藤

甲府市告示第47号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成30年2月9日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり



甲府市告示第48号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成30年2月9日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間  
告示の日から2週間

甲府市告示第49号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年2月14日

甲府市長 樋口 雄一

- |             |                                 |
|-------------|---------------------------------|
| 1 書類名       | 平成29年度甲府市国民健康保険料納入通知書<br>兼決定通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり                          |
| 3 保管場所      | 甲府市役所市民部市民総室国民健康保険課             |

甲府市告示第50号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成30年2月15日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年2月15日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市山宮町字中河原581番1から581番11まで及び586番1から586番3まで

以上14筆及び水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市富竹新田1834番地1

株式会社B'Sクリエイト

代表取締役 湯本 敬

甲府市告示第52号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年2月16日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                  |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名       | 差押調書謄本 市民発第4548号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略)             |
| 3 | 保管場所      | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第53号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成30年2月19日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(建築) 302号		
工事名	玉諸福祉センター改築(外構)工事		
工事場所	甲府市向町568番地		
工事概要	1	工事内容	構内舗装工事、屋外排水工事、困障・構造物工事、バス車庫・駐輪場工事(S造平屋建て)、取壊し工事、付帯電気設備工事、付帯機械設備工事1式
	2	工期	平成30年12月28日まで
	3	予定価格(税込み)	57,594,240円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の新築、改築、増築工事等。ただし、1件の工事請負額が、2,800万円以上の実績に限る。元請として平成14年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 ( <u>本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。</u> )
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型II
	2	加算点の満点	10

	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年2月19日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年2月28日
	3	申請書受付開始日	平成30年2月19日
	4	申請書受付締切日	平成30年2月28日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年3月6日
	6	設計図書配付開始日	平成30年2月19日
	7	設計図書配付締切日	平成30年3月7日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年2月19日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年3月7日
	10	入札日時	平成30年3月14日 午前9時
	11	価格以外の評価点公表日	平成30年3月19日
	12	開札日時	平成30年3月26日 午前9時
	13	落札者決定日	平成30年3月27日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年3月9日 午後5時まで
	2	回答	平成30年3月12日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成30年3月22日まで
	2	回答	平成30年3月23日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成30年3月23日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））	
支払条件	前金払	平成30年度のみ請求できる
	中間前金払	平成30年度のみ請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	平成30年度のみ請求できる
年度支払限度額	平成29年度	0円
	平成30年度	工事請負額全額
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	



甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成30年2月19日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(電気) 299号		
工事名	(仮称) 史跡武田氏館跡総合案内所建設(電気設備)工事		
工事場所	甲府市大手三丁目3721番地2 外4筆		
工事概要	1	工事内容	1. 受変電設備 2. 幹線設備 3. 動力設備 4. 電灯設備 5. コンセント設備 6. 電話情報設備 7. テレビ共聴設備 8. インターホン設備 9. 放送設備 10. トイレ呼出設備 11. 非常警報設備 12. 外灯設備
	2	工期	平成31年2月28日まで
	3	予定価格 (税込み)	39,058,200円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。ただし、1件の工事請負額が、1,900万円以上の実績に限る。 元請として平成14年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績)</u>

			は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型 I
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年2月19日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年2月28日
	3	申請書受付開始日	平成30年2月19日
	4	申請書受付締切日	平成30年2月28日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年3月6日
	6	設計図書配付開始日	平成30年2月19日
	7	設計図書配付締切日	平成30年3月7日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年2月19日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年3月7日
	10	入札日時	平成30年3月14日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	平成30年3月19日
	12	開札日時	平成30年3月26日 午前9時10分
	13	落札者決定日	平成30年3月27日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年3月9日 午後5時まで
	2	回答	平成30年3月12日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成30年3月22日まで
	2	回答	平成30年3月23日

価格以外の評価を修正した場合	公表	平成30年3月23日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	平成30年度のみ請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年2月19日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(管) 300号		
工事名	(仮称) 史跡武田氏館跡総合案内所建設(機械設備) 工事		
工事場所	甲府市大手三丁目3721番地2 外4筆		
工事概要	1	工事内容	建物概要 木造平屋建て(全3棟) 延べ面積(1号棟) 92.61㎡、 (2号棟) 124.21㎡ (3号棟) 227.07㎡ 1) 給水設備工事 1式 2) 排水通気設備工事 1式 3) 冷暖房設備工事 1式 4) 換気設備工事 1式 5) 衛生器具設備工事 1式
	2	工期	平成31年2月28日まで
	3	予定価格 (税込み)	20,605,320円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	管 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の機械設備工事。ただし、1件の工事請負額が1,000万円以上の実績に限る。 元請として平成14年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績</u>

			<u>は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年2月19日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年2月28日
	3	申請書受付開始日	平成30年2月19日
	4	申請書受付締切日	平成30年2月28日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年3月6日
	6	設計図書配付開始日	平成30年2月19日
	7	設計図書配付締切日	平成30年3月7日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年2月19日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年3月7日
	10	入札及び開札日時	平成30年3月14日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年3月9日 午後5時まで
	2	回答	平成30年3月12日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	平成30年度のみ請求できる	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市告示第56号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年2月19日

甲府市長 樋口雄一

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名       | 平成29年度介護保険料第3期分督促状<br>平成29年度介護保険料第4期分督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり                                   |
| 3 | 保管場所      | 甲府市市民部収納管理室収納課                           |

甲府市告示第57号

平成30年3月甲府市議会定例会を平成30年2月27日午後1時、甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市議会議場に招集する。

平成30年2月20日

甲府市長 樋口 雄一



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年2月21日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市増坪町字茶の木820番1及び820番12から820番19まで  
以上9筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号  
株式会社東栄住宅  
代表取締役 西野 弘

甲府市告示第59号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年2月22日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                  |           |
|---|-----------|------------------|-----------|
| 1 | 書類名       | 交付要求通知書          | 市民発第4589号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略)             |           |
| 3 | 保管場所      | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |           |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年2月23日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市池田一丁目656番1、656番3及び656番10  
以上3筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
代表取締役 古屋 一 樹

甲府市告示第61号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年2月23日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市新田町462番1及び462番3  
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブンーイレブン・ジャパン  
代表取締役 古 屋 一 樹

長野県上田市芳田1913番地10  
株式会社アイプロパティ  
代表取締役 小 林 雅 文

甲府市告示第62号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年2月23日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                  |           |
|---|-----------|------------------|-----------|
| 1 | 書類名       | 差押調書謄本           | 市民発第4552号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略）             |           |
| 3 | 保管場所      | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |           |

甲府市告示第63号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年2月23日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                  |           |
|---|-----------|------------------|-----------|
| 1 | 書類名       | 充当通知書            | 市民発第4820号 |
|   |           | 配当計算書            | 市民発第4821号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略)             |           |
| 3 | 保管場所      | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |           |

甲府市告示第64号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成30年2月26日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第65号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成30年2月26日

甲府市長 樋口 雄一



甲府市告示第66号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年2月26日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市下鍛冶屋町字西河原895番1及び901番10  
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市下鍛冶屋町896番地2  
米 倉 賢

甲府市告示第67号

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年2月26日

甲府市長 樋口 雄一

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名       | 国民健康保険料過誤納金還付充当通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり             |
| 3 保管場所      | 甲府市市民部収納管理室収納課     |

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示をする。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年2月26日

甲府市長 樋口雄一

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名       | 平成29年度国民健康保険料第1期分督促状<br>平成29年度国民健康保険料第2期分督促状<br>平成29年度国民健康保険料第3期分督促状<br>平成29年度国民健康保険料第4期分督促状<br>平成29年度国民健康保険料第5期分督促状<br>平成29年度国民健康保険料第6期分督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり   |
| 3 | 保管場所      | 甲府市市民部収納管理室収納課   |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年2月27日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| (1) 入札番号   | (産長契) 第1号               |
| (2) 業務名称   | 甲府市観光案内所・バスセンター清掃業務委託   |
| (3) 履行期間   | 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで |
| (4) 履行場所   | 仕様書による                  |
| (5) 業務内容   | 仕様書による                  |
| (6) 予定価格   | 公表しない                   |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                    |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に認定を受けている本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望または第2希望の業種が「清掃」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成30年2月27日（火）～平成30年3月8日（木）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

- (2) 配付場所 甲府市産業部産業総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5687
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成30年2月27日(火)～平成30年3月8日(木)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時00分～午後5時00分
- イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5687

#### 4 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時 平成30年3月27日(火) 午前10時00分

(2) 場所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 長期継続契約

本入札は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は当該契約は解除する。

#### 9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成25年9月条例第24号）第11条第2項、第3項及び第12条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成25年9月規則第28号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年2月27日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
  - ・吉野家東
  - ・甲府駅南口丸政前
  - ・自慢屋前
  - ・カフェ果前
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等  
別紙のとおり
- 3 保管した日  
平成30年1月29日（月）
- 4 返還の申出場所  
市民部市民協働室消費生活課  
交通安全係 電話番号 055-237-5303
- 5 保管場所  
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物  
住所・氏名を確認できるもの  
自転車等の鍵  
撤去保管料（自転車1, 000円・原動機付自転車2, 000円）

甲府市告示第71号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法による事業計画の定められた道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして、次のとおり指定する。

その関係図書は建設部建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成30年2月27日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |       |           |
|---|-------|-----------|
| 1 | 道路の種類 | 都市計画道路    |
| 2 | 路線名   | 朝日町通り線の一部 |
| 3 | 延長    | 120.0m    |
| 4 | 計画幅員  | 12.0m     |



甲府市告示第72号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年2月27日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                                    |
|---|-----------|------------------------------------|
| 1 | 書類名       | 充当通知書 市民発第4785号<br>配当計算書 市民発第4786号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略)                               |
| 3 | 保管場所      | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課                   |

甲府市告示第73号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する

平成30年2月28日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                       |
|---|-----------|-----------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970115524            |
| 2 | 事業所名      | 小規模多機能型居宅介護施設 けやきの森   |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲府市上町339-2            |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 医療法人 藤章会<br>理事長 藤森 元章 |
| 5 | サービスの種類   | （介護予防）小規模多機能型居宅介護     |
| 6 | 廃止年月日     | 平成30年2月28日            |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年2月28日

甲府市長 樋口雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市国玉町字一ノ坪996番3、997番4、999番2、1000番1、1000番4から1000番35まで、1002番2及び1008番1から1008番5まで  
以上42筆及び道、水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、公園、ゴミ置場及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市高畑二丁目19番6号  
山梨県不動産業協同組合  
代表理事 志村法幸

甲府市告示第75号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年2月28日

甲府市長 樋口 雄一

- |             |                |
|-------------|----------------|
| 1 書類名       | 平成29年度軽自動車税督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり         |
| 3 保管場所      | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

---

# 市議会

---

甲府市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月27日

甲府市議会議長 鈴木 篤

## 甲府市議会規則第1号

甲府市議会会議規則の一部を改正する規則

甲府市議会会議規則（昭和50年3月議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第122条第2項中「記名又は」を「記名、押しボタン式又は」に改める。

第123条第1項中「記名又は」を「記名、押しボタン式又は」に改め、同条第2項中「記名投票と無記名投票」を「複数の投票」に改める。

第124条の次に次の1条を加える。

（押しボタン式投票）

第124条の2 押しボタン式投票を行う場合には、問題を可とする者は投票機の賛成ボタンを、問題を否とする者は投票機の反対ボタンを押すことによって投票しなければならない。

第126条中「前2条及び」を「第124条及び前条並びに」に改める。

第127条に次の1項を加える。

2 押しボタン式投票を行う場合には、第30条（投票の終了）及び第32条（選挙結果の報告）第1項の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

# 教育委員会

---

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則の全部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月15日

甲府市教育委員会

教育長 小林 仁

## 甲府市教育委員会規則第1号

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則（昭和47年6月教委規則第9号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、甲府市学校職員給与条例（昭和28年1月条例第5号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の初任給、昇給及び昇格又は降格に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給料月額 給料表に定められている号給又は給料表に定められていない月額  
の給付であって、条例第9条の2の規定による給料の調整額を含まないものを  
いう。
- (2) 昇格 職員（条例第2条に規定する学校職員をいう。以下同じ。）の職務の  
級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 昇給期間 職員の昇給に必要とされる条例第12条に規定する期間のそれぞ  
れの最短の期間をいう。

- (4) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (5) 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。
- (6) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第4条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (7) 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- (8) 在職年数 職員が同一の職務の級に引続き在職した年数をいう。
- (9) 必要在職年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在職年数をいう。

（級別資格基準表）

第3条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、級別資格基準表（別表第1）に定めるとおりとする。

2 前項の適用方法は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職務の級欄の区分及び学歴免許欄の区分に応じて適用し、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上欄の数字は、当該職務の級に決定するための必要在職年数を、下欄の数字は、当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

（経験年数の起算及び換算）

第4条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許欄の区分の適用にあたって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経験のうち、職員として同種の職種に在職した年数以外の年数については、甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（平成18年3月規則第28号）別表第3経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。ただし、同表中「他の職員との均衡を著しく失う場合は、50/100以下」とあるのは、「教育職給料表の適用を受ける職員に適用する場合は、50/100以下」と読み替えるものとする。

（新たに職員となった者の職務の級）

第5条 新たに職員となった者の職務の級を決める場合にあつては、その職務の級

について級別資格基準表に定める資格を有しなければならない。

(初任給基準表の適用方法)

第6条 初任給基準表は、別表第2に掲げるとおりとし、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分及び学歴免許欄の区分に応じて適用する。

(昇格)

第7条 職員を昇格させるときは、級別資格基準表に定める基準に従いその者の資格に応じて1級上位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

3 第1項の場合において、その昇格させようとする職員が現に属する職務の級において、その昇給させようとする職員が現に属する職務の級において1年以上在職していなければ昇格させることはできない。ただし、在職年数が1年に満たない者を職務の特殊性等により特に昇格させる必要がある場合において、あらかじめ教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(上位資格の取得等による昇格)

第8条 現に職員である者が上位の職務の級に必要な資格を取得した場合においては、前条の規定にかかわらず級別資格基準表の基準に従って、それぞれの資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

2 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は重度心身障害となった場合は、前条の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会の承認を得て昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

第9条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第3に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第10条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給に初任給として受けるべき資格を取得した場合、又は教育委員会が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を教育委員会の定めるところにより上位の号給に決定することができる。



(降格)

第11条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、その職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認めなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

(降格の場合の号給)

第12条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第4に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を降格させた場合で、当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。ただし、高等学校教育職給料表の職務の級3級から特2級に在職させることなく2級に職員を降格させた場合には、当該2級を3級の1級下位の職務とみなして前項の規定を適用する。

3 前2項の規定により、職員の号給を決定することが著しく不適當であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

(降号)

第13条 甲府市職員の分限に関する条例（昭和38年4月条例第12号）第4条の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあつては、当該最低の号給）とする。

(昇給日)

第14条 条例第12条第1項の教育委員会が定める日は、毎年4月1日（以下

「昇給日」という。)とする。

(昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由)

第15条 条例第12条第1項の教育委員会が定める事由は、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたこととする。

(勤務成績の証明)

第16条 条例第12条第1項の規定による昇給(第19条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(行政職給料表の7級以上の職員に相当する職員)

第17条 条例第12条第2項の規定による行政職給料表の7級以上の職員に相当する職員として教育委員会が定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 高等学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
- (2) 商科専門学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの

(昇給区分及び昇給の号給数)

第18条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、第16条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第3号ア又はイに掲げる職員に該当するか否かの判断は、教育委員会の定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分
  - ア 勤務成績が極めて良好である職員 A
  - イ アに掲げる職員以外の職員 B
- (2) 勤務成績が良好である職員 C
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員及び昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次項において「基準期間」という。)において懲戒処分を受けた職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

ア 勤務成績がやや良好でない職員 D

イ 勤務成績が良好でない職員 E

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 教育委員会の定める事由以外の事由によって基準期間の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第3号イに掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） D

(2) 教育委員会の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

4 任命権者において、前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、これらの昇給区分に決定すべき職員が少数である場合その他の教育委員会の定める場合を除き、教育委員会の定める割合におおむね合致していなければならない。

5 条例第12条第1項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第5に定める昇給号給数表に定める号給数とする。ただし、同表に定める昇給区分に応じた昇給の号給数によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ教育委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

6 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第10条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（教育委員会の定める職員にあっては、第1項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で教育委員会の定める号給数）とする。

- 7 前2項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。
- 8 第5項又は第6項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第5項及び第6項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

（給料の訂正）

第19条 職員の給料の決定に誤りがあり、任命権者がこれを訂正しようとする場合において、あらかじめ教育委員会の承認を得たときは、その訂正（昇給期間の短縮を含む。）を将来にむかって行うことができる。

（委任）

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は、山梨県学校職員の基準に応じて教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

級別資格基準表

1 高等学校教育職給料表

職種	職務の級	1 級	2 級	特 2 級
	学歴免許			
校長	大学卒		0	0
	短大卒		0	0
副校長及び教頭	大学卒		0	0
	短大卒		2	
			2	0
主幹教諭	大学卒			

			0	7
	短大卒			
			0	10
教諭及び養護 教諭	大学卒			
			0	
	短大卒		1.5	
		0	1.5	
助教諭、養護 助教諭、講師 及び実習助手	大学卒		県の基準に	
		0	よる	
	短大卒		県の基準に	
		0	よる	
	高校卒		県の基準に	
			よる	

## 2 商科専門学校教育職給料表

職種	学歴免許	職務の級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
副校長 主任教官	大学卒			6	5
		0	0	7	12
	短大卒			6	5
		0	0	10	15
教官	大学卒			6	
		0	1	7	
	短大卒		2.5	6	
		0	2.5	9	
講師	大学卒				
		0	1		
	短大卒		2.5		
		0	2.5		

助手	大学卒			
		0		
	短大卒			
		0		

別表第2（第6条関係）

初任給基準表

1 高等学校教育職給料表

職種	学歴免許等	初任給
教諭及び養護教諭	博士課程修了	2級35号給
	修士課程修了	2級17号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	2級5号給
	短大卒	1級15号給
助教諭、養護助教諭、 講師及び実習助手	大学卒	1級25号給
	短大卒	1級15号給
	高校卒	1級5号給

2 商科専門学校教育職給料表

職種	学歴免許等	初任給
講師	博士課程修了	2級35号給
	修士課程修了	2級17号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	1級17号給
助手	博士課程修了	1級47号給
	修士課程修了	1級29号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	1級17号給
	短大卒	1級7号給

別表第3（第9条関係）

昇格時号給対応表

1 高等学校教育職給料表

昇格した日 の前日に受 けていた号 給	昇格後の号給				
	2 級	特 2 級	3 級		4 級
			2 級からの昇 格の場合	特 2 級からの 昇格の場合	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1
18	1	1	1	1	1
19	1	1	1	1	1
20	1	1	1	1	1
21	1	1	1	1	1

22	2	1	1	1	1
23	3	1	1	1	1
24	4	1	1	1	1
25	5	1	1	1	1
26	6	2	1	2	1
27	7	3	1	3	1
28	8	4	1	4	1
29	9	5	1	5	1
30	10	6	1	6	1
31	11	7	1	7	1
32	12	8	1	8	1
33	13	9	1	9	1
34	14	10	1	10	1
35	15	11	1	11	1
36	16	12	1	12	1
37	17	13	1	13	1
38	18	14	1	14	1
39	19	15	1	15	1
40	20	16	1	16	1
41	21	17	1	17	1
42	22	18	1	18	2
43	23	19	1	19	3
44	24	20	1	20	4
45	25	21	1	21	5
46	26	22	1	22	6
47	27	23	1	23	7
48	28	24	1	24	8
49	29	25	1	25	9
50	29	26	1	26	10



51	30	27	1	27	11
52	30	28	1	28	12
53	31	29	1	29	13
54	31	30	2	30	14
55	32	31	3	31	15
56	32	32	4	32	16
57	33	33	5	33	17
58	33	34	6	34	18
59	34	35	7	35	19
60	34	36	8	36	20
61	35	37	9	37	21
62	35	38	10	38	22
63	36	39	11	39	23
64	36	40	12	40	24
65	37	41	13	41	25
66	37	42	14	42	25
67	38	43	15	43	26
68	38	44	16	44	26
69	39	45	17	45	27
70	39	46	18	46	27
71	40	47	19	47	28
72	40	48	20	48	28
73	41	49	21	49	29
74	42	50	22	50	29
75	43	51	23	51	30
76	44	52	24	52	30
77	45	53	25	53	31
78	45	54	26	54	
79	46	55	27	55	

80	46	56	28	56	
81	47	57	29	57	
82	47	58	30	58	
83	48	59	31	59	
84	48	60	32	60	
85	49	61	33	61	
86	49	62	34	61	
87	50	63	35	62	
88	50	64	36	62	
89	51	65	37	63	
90	51	66	38	63	
91	52	67	39	64	
92	52	68	40	64	
93	53	69	41	65	
94	53	70	42	66	
95	54	71	43	67	
96	54	72	44	68	
97	55	73	45	69	
98	55	74	46	69	
99	56	75	47	69	
100	56	76	48	70	
101	57	77	49	70	
102	57	78	49	70	
103	57	79	50	71	
104	58	80	50	71	
105	58	81	51	71	
106	58	81	51	72	
107	59	82	52	72	
108	59	82	52	72	

109	59	83	53	73	
110	60	83	53		
111	60	84	54		
112	60	84	54		
113	61	85	55		
114	61	85	55		
115	61	86	56		
116	61	86	56		
117	61	87	57		
118	61	87	57		
119	62	88	57		
120	62	88	57		
121	62	89	57		
122	62	89	57		
123	62	89	57		
124	62	89	58		
125	63	89	58		
126	63	90	58		
127	63	90	58		
128	63	90	58		
129	63	90	58		
130	63	90	58		
131	64	91	59		
132	64	91	59		
133	64	91	59		
134	64	91	59		
135	64	91	59		
136	64	92	59		
137	65	92	59		

138	65	92	59		
139	65	92	59		
140	65	92	59		
141	65	93	59		
142	66	93	59		
143	66	94	60		
144	66	94	60		
145	66	95	60		
146	66				
147	67				
148	67				
149	67				
150	67				
151	67				
152	68				
153	69				

## 2 商科専門学校教育職給料表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1

9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	2	1	1	1
15	3	1	1	1
16	4	1	1	1
17	5	1	1	1
18	6	1	1	1
19	7	1	1	1
20	8	1	1	1
21	9	1	1	1
22	10	2	2	1
23	11	3	3	1
24	12	4	4	1
25	13	5	5	1
26	14	6	6	1
27	15	7	7	1
28	16	8	8	1
29	17	9	9	1
30	18	10	10	1
31	19	11	11	1
32	20	12	12	1
33	21	13	13	1
34	22	14	14	1
35	23	15	15	1
36	24	16	16	1
37	25	17	17	1

38	26	18	18	1
39	27	19	19	1
40	28	20	20	1
41	29	21	21	1
42	29	22	22	1
43	29	23	23	1
44	30	24	24	1
45	30	25	25	1
46	30	26	26	1
47	31	27	27	1
48	31	28	28	1
49	31	29	29	1
50	32	30	30	1
51	32	31	31	1
52	32	32	32	1
53	33	33	33	1
54	33	34	33	2
55	34	35	34	3
56	34	36	34	4
57	35	37	35	5
58	35	38	35	6
59	36	39	36	7
60	36	40	36	8
61	37	41	37	9
62	37	42	38	10
63	38	43	39	11
64	38	44	40	12
65	39	45	41	13
66	39	46	41	14

67	40	47	42	15
68	40	48	42	16
69	41	49	43	17
70	41	49	43	17
71	42	50	44	18
72	42	50	44	18
73	43	51	45	19
74	43	51	45	19
75	44	52	45	20
76	44	52	46	20
77	45	53	46	21
78	45	54	46	21
79	46	55	47	22
80	46	56	47	22
81	47	57	47	22
82	47	58	48	22
83	48	59	48	23
84	48	60	48	23
85	49	61	49	23
86	49	62	49	24
87	49	63	49	24
88	50	64	49	24
89	50	65	50	25
90	50	66	50	25
91	51	67	50	25
92	51	68	50	26
93	51	69	51	26
94	52	69	51	26
95	52	70	51	27

96	52	70	51	27
97	53	71	51	27
98	53	71	52	
99	53	72	52	
100	53	72	52	
101	53	73	52	
102	54	74	52	
103	54	75	53	
104	54	76	53	
105	54	77	53	
106	54	78	53	
107	55	79	53	
108	55	80	54	
109	55	80	54	
110	55	80	54	
111	55	80	55	
112	56	80	55	
113	56	80	55	
114	56	80		
115	56	80		
116	56	80		
117	57	80		
118	57	80		
119	57	80		
120	57	80		
121	57	80		
122	57	80		
123	58	80		
124	58	80		



125	58	80		
126	58			
127	58			
128	58			
129	59			
130	59			
131	59			
132	59			
133	59			
134	59			
135	60			
136	60			
137	60			
138	60			
139	60			
140	60			
141	61			

別表第4（第12条関係）

降格時号給対応表

1 高等学校教育職給料表

降格した日の前日に受けていた号給	1級	2級		特2級	3級
		特2級からの降格の場合	3級からの降格の場合		
1	21	25	53	29	41
2	22	26	54	30	42

3	23	27	55	30	43
4	24	28	56	31	44
5	25	29	57	32	45
6	26	30	58	33	46
7	27	31	59	34	47
8	28	32	60	35	48
9	29	33	61	36	49
10	30	34	62	37	50
11	31	35	63	38	51
12	32	36	64	39	52
13	33	37	65	40	53
14	34	38	66	41	54
15	35	39	67	42	55
16	36	40	68	43	56
17	37	41	69	44	57
18	38	42	70	45	58
19	39	43	71	46	59
20	40	44	72	47	60
21	41	45	73	48	61
22	42	46	74	49	62
23	43	47	75	50	63
24	44	48	76	51	64
25	45	49	77	52	66
26	46	50	78	53	68
27	47	51	79	54	70
28	48	52	80	55	72
29	50	53	81	56	74
30	52	54	82	57	76
31	54	55	83	58	77

32	56	56	84	59	77
33	58	57	85	61	77
34	60	58	86	62	77
35	62	59	87	63	77
36	64	60	88	64	77
37	66	61	89	65	77
38	68	62	90	66	
39	70	63	91	67	
40	72	64	92	68	
41	73	65	93	69	
42	74	66	94	70	
43	75	67	95	71	
44	76	68	96	72	
45	78	69	97	73	
46	80	70	98	74	
47	82	71	99	75	
48	84	72	100	76	
49	86	73	102	78	
50	88	74	104	80	
51	90	75	106	81	
52	92	76	108	82	
53	94	77	110	83	
54	96	78	112	84	
55	98	79	114	85	
56	100	80	116	89	
57	103	81	123	90	
58	106	82	130	92	
59	109	83	142	94	
60	112	84	145	95	

61	118	85	145	95	
62	124	86	145	95	
63	130	87	145	95	
64	136	88	145	95	
65	141	89	145	95	
66	146	90	145	95	
67	151	91	145	95	
68	153	92	145	95	
69	153	93	145	95	
70	153	94	145	95	
71	153	95	145	95	
72	153	96	145	95	
73	153	97	145	95	
74	153	98	145	95	
75	153	99	145	95	
76	153	100	145	95	
77	153	101	145	95	
78	153	102			
79	153	103			
80	153	104			
81	153	106			
82	153	108			
83	153	110			
84	153	112			
85	153	114			
86	153	116			
87	153	118			
88	153	120			
89	153	125			

90	153	130			
91	153	135			
92	153	140			
93	153	142			
94	153	144			
95	153	145			
96	153	145			
97	153	145			
98	153	145			
99	153	145			
100	153	145			
101	153	145			
102	153	145			
103	153	145			
104	153	145			
105	153	145			
106	153	145			
107	153	145			
108	153	145			
109	153	145			
110	153				
111	153				
112	153				
113	153				
114	153				
115	153				
116	153				
117	153				
118	153				

119	153				
120	153				
121	153				
122	153				
123	153				
124	153				
125	153				
126	153				
127	153				
128	153				
129	153				
130	153				
131	153				
132	153				
133	153				
134	153				
135	153				
136	153				
137	153				
138	153				
139	153				
140	153				
141	153				
142	153				
143	153				
144	153				
145	153				

2 商科専門学校教育職給料表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	13	21	21	53
2	13	22	22	54
3	13	23	23	55
4	14	24	24	56
5	16	25	25	57
6	17	26	26	58
7	18	27	27	59
8	19	28	28	60
9	20	29	29	61
10	21	30	30	62
11	23	31	31	63
12	24	32	32	64
13	25	33	33	65
14	26	34	34	66
15	27	35	35	67
16	28	36	36	68
17	29	37	37	70
18	30	38	38	72
19	31	39	39	74
20	32	40	40	76
21	33	41	41	78
22	34	42	42	82
23	35	43	43	85
24	36	44	44	88
25	37	45	45	91

26	38	46	46	94
27	39	47	47	97
28	40	48	48	97
29	43	49	49	97
30	46	50	50	97
31	49	51	51	97
32	52	52	52	97
33	55	53	54	97
34	58	54	56	97
35	61	55	58	97
36	64	56	60	97
37	65	57	61	97
38	66	58	62	97
39	67	59	63	97
40	68	60	64	97
41	70	61	66	97
42	72	62	68	97
43	74	63	70	97
44	76	64	72	97
45	78	65	75	97
46	80	66	78	97
47	82	67	81	97
48	84	68	84	97
49	87	70	88	97
50	90	72	92	
51	93	74	97	
52	96	76	102	
53	101	77	107	
54	106	78	110	



55	111	79	113	
56	116	80	113	
57	122	81	113	
58	128	82	113	
59	134	83	113	
60	140	84	113	
61	141	85	113	
62	141	86	113	
63	141	87	113	
64	141	88	113	
65	141	89	113	
66	141	90	113	
67	141	91	113	
68	141	92	113	
69	141	94	113	
70	141	96	113	
71	141	98	113	
72	141	100	113	
73	141	101	113	
74	141	102	113	
75	141	103	113	
76	141	104	113	
77	141	105	113	
78	141	106	113	
79	141	107	113	
80	141	125	113	
81	141	125	113	
82	141	125	113	
83	141	125	113	

84	141	125	113	
85	141	125	113	
86	141	125	113	
87	141	125	113	
88	141	125	113	
89	141	125	113	
90	141	125	113	
91	141	125	113	
92	141	125	113	
93	141	125	113	
94	141	125	113	
95	141	125	113	
96	141	125	113	
97	141	125	113	
98	141	125		
99	141	125		
100	141	125		
101	141	125		
102	141	125		
103	141	125		
104	141	125		
105	141	125		
106	141	125		
107	141	125		
108	141	125		
109	141	125		
110	141	125		
111	141	125		
112	141	125		

113	141	125		
114	141			
115	141			
116	141			
117	141			
118	141			
119	141			
120	141			
121	141			
122	141			
123	141			
124	141			
125	141			

別表第5（第18条関係）

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4（第17条の各号に掲げる職員にあっては3）	2	0

---

# 監査委員

---

甲府市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による平成29年度定期監査、同条第2項の規定による平成29年度行政監査、同条第5項の規定による平成29年度工事監査並びに同条第7項の規定による平成29年度財政援助団体等監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成30年2月23日

甲府市監査委員

萩原 泰  
小林 憲次郎  
山中 和男

---

# 農業委員会

---

甲府市農業委員会告示第2号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会2月定例総会を、平成30年2月28日午後2時、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成30年2月23日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成30年3月告示分農用地利用集積計画について
- 3 甲府市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

# 上下水道局

甲府市上下水道局告示第5号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成30年2月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 堀内正仁

## 一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110118号		
工事名	(災対-1) 導水管布設替工事		
工事場所	昭和町西条新田地内（昭和浄水場北方水源内）		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DIP. NS (φ450) 59.9m</li> <li>・DIP. NS (φ400) 71.4m</li> <li>・DIP. NS (φ300) 109.7m</li> <li>・DIP. K (φ300) 9.0m</li> <li>・DIP. GX (φ250) 55.3m</li> <li>・DIP. NS (φ250) 8.5m</li> <li>・DIP. K (φ200) 9.1m</li> <li>・DIP. K (φ150) 7.7m</li> <li>・DIP. GX (φ150) 11.8m</li> </ul> <p style="text-align: center;">【泥吐管】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バタフライ弁 (φ450) 3基</li> <li>・バタフライ弁 (φ400) 1基</li> <li>・仕切弁. NS (φ300) 1基</li> <li>・仕切弁. GX (φ250) 3基</li> <li>・仕切弁. NS (φ250) 1基</li> <li>・仕切弁. GX (φ150) 【泥吐弁】 1基</li> <li>・付帯工 1式</li> </ul>
	2	工期	平成30年10月1日まで
	3	予定価格 (税込み)	96,124,320円

	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	給水区域内
	2	競争入札参加資格	土木一式 有資格者名簿掲載時及び直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値（P）837点以上 <u>特定建設業の許可</u>
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が4,800万円以上の実績に限る。 元請として平成14年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>（本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。）</u>
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年2月1日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年2月13日
	3	申請書受付開始日	平成30年2月1日
	4	申請書受付締切日	平成30年2月13日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年2月19日
	6	設計図書配付開始日	平成30年2月1日
	7	設計図書配付締切日	平成30年2月20日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年2月1日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年2月20日

	10	入札日時	平成30年2月28日 午前9時
	11	価格以外の評価点公表日	平成30年3月5日
	12	開札日時	平成30年3月9日 午前9時
	13	落札者決定日	平成30年3月12日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年2月23日 午後5時まで
	2	回答	平成30年2月26日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成30年3月7日まで
	2	回答	平成30年3月8日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成30年3月8日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））	
支払条件		前金払	請求できる
		中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
		部分払	請求できる



問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第6号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成30年2月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 堀内正仁

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110119号			
工事名	(災対-3) 配水管布設替工事			
工事場所	甲府市上石田三丁目地内 (市立石田小学校の南)			
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DIP. GX (φ150) 408.5m</li> <li>・DIP. K (φ150) 1.0m</li> <li>・DIP. GX (φ100) 261.0m</li> <li>・RRVP (φ75) 13.5m</li> <li>・RRVP (φ50) 2.5m</li> <li>・DIP. GX (φ75) 1.5m</li> <li>【泥吐管】</li> <li>・SSP (φ50) 【泥吐管】 2.0m</li> <li>・仕切弁. GX (φ150) 11基</li> <li>・仕切弁. GX (φ100) 7基</li> <li>・泥吐弁. GX (φ75) 1基</li> <li>・泥吐弁. F (φ75) 1基</li> <li>・消火栓 (φ75) 2基</li> <li>・水抜栓 (φ25) 1基</li> <li>・臨給工 1式</li> </ul>	
	2	工期	平成30年10月29日まで	
	3	予定価格 (税込み)	66,407,040円	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用	
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内	
	2	競争入札参加資格	土木一式 A	

	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が3,300万円以上の実績に限る。 元請として平成14年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年2月1日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年2月13日
	3	申請書受付開始日	平成30年2月1日
	4	申請書受付締切日	平成30年2月13日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年2月19日
	6	設計図書配付開始日	平成30年2月1日
	7	設計図書配付締切日	平成30年2月20日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年2月1日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年2月20日
	10	入札日時	平成30年2月28日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	平成30年3月5日
	12	開札日時	平成30年3月9日 午前9時10分
	13	落札者決定日	平成30年3月12日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載

	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年2月23日 午後5時まで
	2	回答	平成30年2月26日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成30年3月7日まで
	2	回答	平成30年3月8日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成30年3月8日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））	
支払条件		前金払	請求できる
		中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
		部分払	請求できる
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第7号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年2月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 堀内正仁

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 110120号		
工事名	(更新-1) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市愛宕町地内（誓願寺の西） 外2箇所		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DIP. K (φ100) 1.0m</li> <li>・HPPE (φ100) 351.5m</li> <li>・仕切弁. P (φ100) 2基</li> <li>・水抜栓 (φ25) 1基</li> <li>・不断水簡易仕切弁 (φ200) 2基</li> <li>・不断水簡易仕切弁 (φ350) 1基</li> <li>・臨給工（臨給材料は局支給） 1式</li> </ul>
	2	工期	平成30年8月28日まで
	3	予定価格 (税込み)	29,638,440円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が、1,400万円以上の実績に限る。 元請として平成14年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績)

			は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年2月1日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年2月13日
	3	申請書受付開始日	平成30年2月1日
	4	申請書受付締切日	平成30年2月13日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年2月19日
	6	設計図書配付開始日	平成30年2月1日
	7	設計図書配付締切日	平成30年2月20日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年2月1日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年2月20日
	10	入札及び開札日時	平成30年2月28日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年2月23日 午後5時まで
	2	回答	平成30年2月26日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第8号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年2月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 堀内正仁

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 120008号			
工事名	(ブー102) 配水管布設工事			
工事場所	甲府市下向山町地内 (市立中道南小学校の西) 外3箇所			
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DIP. GX (φ200) 15.0m</li> <li>・DIP. K (φ200) 4.5m</li> <li>・DIP. GX (φ100) 26.0m</li> <li>・DIP. K (φ100) 4.0m</li> <li>・HPPE (φ100) 204.0m</li> <li>・RRVP (φ75) 2.5m</li> <li>・SSP (φ40) 8.0m</li> <li>・不断水仕切弁 (φ200) 1基</li> <li>【ソフトシール弁】</li> <li>・仕切弁. GX (φ200) 1基</li> <li>・仕切弁. K (φ200) 2基</li> <li>・仕切弁. GX (φ100) 2基</li> <li>・空気弁 (φ20) 1基</li> <li>・水抜栓 (φ25) 1基</li> </ul>	
	2	工期	平成30年7月19日まで	
	3	予定価格 (税込み)	23,154,120円	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用	
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内	
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB	



	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が、1,100万円以上の実績に限る。 元請として平成14年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年2月1日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年2月13日
	3	申請書受付開始日	平成30年2月1日
	4	申請書受付締切日	平成30年2月13日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年2月19日
	6	設計図書配付開始日	平成30年2月1日
	7	設計図書配付締切日	平成30年2月20日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年2月1日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年2月20日
	10	入札及び開札日時	平成30年2月28日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年2月23日 午後5時まで
	2	回答	平成30年2月26日
入札の無効			入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札
入札保証金			免除

契約保証金	<p>契約金額の10/100 納付  ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	<p>適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））</p>	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市総務部契約管財室契約課  〒400-8585  甲府市丸の内一丁目18番1号  電話055-237-5124</p>	

甲府市上下水道局告示第9号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年2月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 堀内正仁

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 120009号		
工事名	(更新-101) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市中心経寺町地内（不動河原橋の北）		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HPPE (φ75) 186.0m</li> <li>・RRVP (φ75) 4.0m</li> <li>【仮設配管】</li> <li>・HPPE (φ50) 24.5m</li> <li>・SSP (φ50) 7.5m</li> <li>・仕切弁. PE (φ75) 6基</li> <li>・仕切弁. PE (φ50) 1基</li> <li>・消火栓 (φ75) 2基</li> <li>・水抜栓 (φ25) 1基</li> <li>・既設管撤去工 1式</li> </ul>
	2	工期	平成30年7月19日まで
	3	予定価格 (税込み)	17,799,480円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が、800万円以上の実績に限る。 元請として平成14年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場

			合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 ( <u>本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。</u> )
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年2月1日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年2月13日
	3	申請書受付開始日	平成30年2月1日
	4	申請書受付締切日	平成30年2月13日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年2月19日
	6	設計図書配付開始日	平成30年2月1日
	7	設計図書配付締切日	平成30年2月20日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年2月1日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年2月20日
	10	入札及び開札日時	平成30年2月28日 午前9時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年2月23日 午後5時まで
	2	回答	平成30年2月26日
入札の無効			入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札
入札保証金			免除
契約保証金			契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
低入札価格調査制度			適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））

支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第10号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年2月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 堀内正仁

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 130104号		
工事名	下水道改良工事(長寿命化H29-4)		
工事場所	甲府市青沼三丁目地内 外		
工事概要	1	工事内容	・人孔鉄蓋取替工 N=38箇所 ・付帯工 1式
	2	工期	平成30年6月29日まで
	3	予定価格 (税込み)	12,798,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	下水道管布設工事等。ただし、1件の工事請負額が、600万円以上の実績に限る。 元請として平成14年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年2月1日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年2月13日
	3	申請書受付開始日	平成30年2月1日

	4	申請書受付締切日	平成30年2月13日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年2月19日
	6	設計図書配付開始日	平成30年2月1日
	7	設計図書配付締切日	平成30年2月20日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年2月1日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年2月20日
	10	入札及び開札日時	平成30年2月28日 午前9時50分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年2月23日 午後5時まで
	2	回答	平成30年2月26日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第11号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年2月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 堀内正仁

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 110123号		
工事名	(路4-07) 路面復旧工事		
工事場所	甲府市徳行二丁目地内(市立貢川小学校の南) 外1箇所		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表層工(再生密粒度ASC: t=5cm) A=2,712.0m<sup>2</sup></li> <li>・表層工(再生密粒度ASC: t=3cm) A=27.0m<sup>2</sup></li> <li>・表層工(ポーラスASC: t=5cm) A=28.0m<sup>2</sup></li> <li>・基層工(再生粗粒度ASC: t=5cm) A=55.0m<sup>2</sup></li> <li>・上層路盤工(再生瀝青安定処理: t=10cm) A=133.0m<sup>2</sup></li> <li>・上層路盤工(粒調碎石M-40: t=20cm) A=50.0m<sup>2</sup></li> <li>・上層路盤工(粒調碎石M-30: t=5cm) A=1,410.0m<sup>2</sup></li> <li>・区画線工 1式</li> <li>・付帯工 1式</li> </ul>
	2	工期	平成30年5月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	20,844,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値(P)650点以上



	3	同種工事施工実績	路面復旧工事等。 元請として平成14年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年2月1日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年2月13日
	3	申請書受付開始日	平成30年2月1日
	4	申請書受付締切日	平成30年2月13日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年2月19日
	6	設計図書配付開始日	平成30年2月1日
	7	設計図書配付締切日	平成30年2月20日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年2月1日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年2月20日
	10	入札及び開札日時	平成30年2月28日 午前10時
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年2月23日 午後5時まで
	2	回答	平成30年2月26日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		

契約保証金	<p>契約金額の10/100 納付  ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	<p>適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））</p>	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市総務部契約管財室契約課  〒400-8585  甲府市丸の内一丁目18番1号  電話055-237-5124</p>	

甲府市上下水道局告示第12号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年2月15日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 堀内正仁

1 入札対象業務

- |            |                          |
|------------|--------------------------|
| (1) 入札番号   | 下水一第1号                   |
| (2) 業務名称   | 甲府市浄化センター汚泥焼却施設運転管理等業務委託 |
| (3) 履行期間   | 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで  |
| (4) 履行場所   | 仕様書等による                  |
| (5) 業務内容   | 仕様書等による                  |
| (6) 予定価格   | 公表しない                    |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                     |

2 入札参加資格

甲府市上下水道局における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年7月9日建設省告示第1348号）第2条に基づき、国土交通省関東地方整備局下水道処理施設維持管理登録簿に登録されている者で、関東地方整備局管内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 日本国内の公共下水道又は流域下水道の脱水汚泥を流動床式焼却炉で定格焼却能力50t/日以上での運転管理業務に過去10年以内（平成20年4月1日から告示日まで）に元請として3年以上継続履行した実績があること。なお、共同企業体の構成員としての場合は、その代表者に限る。
- (3) 業務総括責任者として、下水道処理施設管理技士の資格を有している者を専任で業務場所に配置できる者であること。
- (4) 汚泥焼却施設運転管理業務委託仕様書別表8に掲げる資格者を配置できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

- (7) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局物品供給（入札等）制度要綱」、「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (8) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (10) 市税、水道料金及び下水道使用料の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成30年2月15日（木）～平成30年2月26日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係  
甲府市下石田二丁目23番1号  
電話 055-228-3436
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ（企業向け情報 入札情報）又は甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成30年2月15日（木）～平成30年2月26日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係  
甲府市下石田二丁目23番1号  
電話 055-228-3436
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成30年3月23日（金） 午後1時30分
- (2) 場 所 甲府市上下水道局本局庁舎3階小会議室  
甲府市下石田二丁目23番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／108に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

## 7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 8 長期継続契約

本入札は「甲府市上下水道事業管理者の所管に係る長期継続契約を締結することができる規程」及び「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

## 9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10/100）

ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第13号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年2月15日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 堀内正仁

1 入札対象業務

- |            |                          |
|------------|--------------------------|
| (1) 入札番号   | 下水一第2号                   |
| (2) 業務名称   | 住吉中継ポンプ場自家用電気工作物保安管理業務委託 |
| (3) 履行期間   | 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで  |
| (4) 履行場所   | 仕様書等による                  |
| (5) 業務内容   | 仕様書等による                  |
| (6) 予定価格   | 公表しない                    |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                     |

2 入札参加資格

甲府市上下水道局における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者を保有しており、かつ、定期点検時に仕様書のとおり電気主任技術者を配置できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局物品供給（入札等）制度要綱」、「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争

入札参加資格の再認定を受けた者を除く。) でないこと。

(8) 市税、水道料金及び下水道使用料の滞納がない者であること。

### 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成30年2月15日(木)～平成30年2月26日(月)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係  
甲府市下石田二丁目23番1号  
電話 055-228-3436

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ(企業向け情報 入札情報)又は甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成30年2月15日(木)～平成30年2月26日(月)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係  
甲府市下石田二丁目23番1号  
電話 055-228-3436

### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年3月23日(金) 午後2時

(2) 場 所 甲府市上下水道局本局庁舎3階小会議室  
甲府市下石田二丁目23番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

### 7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 8 長期継続契約

本入札は「甲府市上下水道事業管理者の所管に係る長期継続契約を締結することができる規程」及び「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

## 9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）

ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。



甲府市上下水道局告示第14号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条の規定に定める甲府市下水道工事指定店として指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月管理規程第30号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年2月27日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

指定年月日	平成30年2月27日
指定番号	第305号
指定店名	ウォーターワークス秋山設備
所在地	南アルプス市東南湖3170
代表者氏名	秋山 伝

甲府市上下水道局告示第15号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

平成30年2月27日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

- |        |               |
|--------|---------------|
| 1 指定番号 | 第410号         |
| 指定業者名  | ウォーターワークス秋山設備 |
| 所在地    | 南アルプス市東南湖3170 |
| 代表者    | 秋山 伝          |

---

# 任免辞令

---

(市長事務部局)

市立甲府病院	診療部	科長	前	畠	良	康
市立甲府病院	診療部	技師	沓	名	結	依
(各通)						

退職を承認する

以 上 発 令 日 平成30年 2月28日